23　法別表第三の七の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］	
五	生活保護法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六・七	［略］

［24～61　略］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［略］

［2～20　略］

21　法別表第四の四の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］	
五	生活保護法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六・七	［略］

［24～61　略］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［略］

［2～20　略］

21　法別表第四の四の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］	
五	［新設］
六・七	［同上］

［24～61　同上］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［同上］

［2～20　同上］

21　［同上］

［一～四　同上］	
五	［新設］
六・七	［同上］

［23～61　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第四十五号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条の四第二項及び第三項、第十八条の五第三項及び第五項、第十八条の七第三項並びに第十八条の九第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月八日

財務大臣　麻生　太郎

外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令

外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（銀行等又は資金移動業者を経由する支払等の報告）	（銀行等又は資金移動業者を経由する支払等の報告）
第三条　居住者が法第五十五条第一項に規定する支払等（同条第二項に規定する銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によってされた支払等に限る。以下この条において同じ。）をしたときは、当該居住者は、当該支払等が第一条に規定する支払等に該当する場合を除き、当該支払等について、別紙様式第三による報告書一通を作成し、当該支払等をした日から十日以内に、当該支払等に係る為替取引を行った銀行等又は資金移動業者に提出しなければならない。ただし、当該報告の手続を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（次項及び第三項において「電子情報処理組織」という。）を使用して行う場合については、当該支払等をした日から二十日以内に、日本銀行に対して行うものとする。	**第三条**　居住者が法第五十五条第一項に規定する支払等（同条第二項に規定する銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によってされた支払等に限る。以下この条において同じ。）をしたときは、当該居住者は、当該支払等が第一条に規定する支払等に該当する場合を除き、当該支払等について、別紙様式第三による報告書一通を作成し、当該支払等をした日から十日以内に、当該支払等に係る為替取引を行った銀行等又は資金移動業者に提出しなければならない。ただし、当該報告の手続を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（次項において「電子情報処理組織」という。）を使用して行う場合については、日本銀行に対して行うものとする。
2　前項の規定による報告をしなければならないとされる支払等をした居住者が、当該支払等及び当該支払等をした日の属する月中にした当該支払等以外の前項の規定による報告をしなければならないとされる支払等のうち、特定の銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によってされた支払等の全部又は一部について一括して報告しようとするときは、当該居住者は、当該一	2　前項の規定による報告をしなければならないとされる支払等をした居住者が、当該支払等及び当該支払等をした日の属する月中にした当該支払等以外の前項の規定による報告をしなければならないとされる支払等のうち、特定の銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によってされた支払等の全部又は一部について一括して報告しようとするときは、当該居住者は、当該一